

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員が介護のため勤務時間の一部につき勤務しないことができる休暇（介護時間）を導入するに当たり、その勤務しない時間について給与を減額するための改正を行います。
- 2 地方公務員法第3条第3項第3号の特別職として位置付けられている非常勤職員について、一部の非常勤職員を除き、特別職から一般職へ位置付けを変更するため、所要の改正を行います。
- 3 大阪府人事委員会勧告の内容を踏まえ、特定の職員については、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととするなど、所要の改正を行います。
- 4 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、職員の給与の減額に関する経過措置を定めます。
- 5 この条例は、公布の日及び平成29年4月1日から施行します。